

戸塚区公告第94号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月15日

横浜市戸塚区長 白井 正和

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	・小関 善子 ・小口 委代
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料等還付通知書	
	(令和8年5月送付分)	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		